

地域再生法の概要

内 閣 官 房

1 法律案の趣旨

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進していくため、所要の措置を講じ、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること等を目的とする。

2 法律案の内容

（１）地域再生基本方針

- ア 政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「地域再生基本方針」という。）を定めるものとする。
- イ 内閣総理大臣は、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の案について閣議の決定を求めるものとする。
- ウ 内閣総理大臣は、閣議の決定があったときは、地域再生基本方針を公表するものとする。

（２）地域再生計画の認定等

- ア 地方公共団体は、地域再生基本方針に基づき、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。
- イ 地域再生計画には、区域、目標、当該目標を達成するために行う事業等を記載するものとする。
- ウ イの事業に関する事項には、（３）に記載する特別の措置に関する事項等を記載することができるものとする。
- エ 内閣総理大臣は、ウの事項が記載されている場合において、アの認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得るものとする。
- オ 内閣総理大臣は、認定をしたときは、その旨を公示するものとする。

（３）認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

地域再生計画を認定した場合には、当該認定を受けた地域再生計画に基づき地域再生に資する事業を行う株式会社への出資者に対する課税の特例、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に要する経費に充てるための地域再生基盤強化交付金（その種類は、道整備交付金、污水处理施設整備交付金及び港整備交付金とする。）の交付等の特別の措置を講ずるものとする。

（４）地域再生本部

- ア 地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、地域再生本部を置くものとする。
- イ 内閣総理大臣を地域再生本部長とし、閣議で定める国務大臣を地域再生副本部長とし、その他すべての国務大臣を地域再生本部員とするものとする。